

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則 の運用細則

2015年6月6日 設立総会において制定
2016年8月27日 役員会にて改定
2017年10月27日 持ち回り役員会にて改定
2018年2月17日 役員会にて改定
2018年10月27日 総会にて改定
2019年10月26日 総会にて改定

第1条 会員資格

1. 正会員資格 (g) の適用基準
以下に該当する京都大学卒業生が入会を希望した場合は、役員会は入会適否の審査を行う。
 - (a) 理学部を「主として数学を修めて」卒業していない者および「数理科学系」に登録せずに理学部を卒業した者であって、数学を中心に学習しており、かつ入会を希望する場合。
 - (b) 上の項目に該当しない京都大学卒業生であって、組織の改変、指導教官の異動その他の理由により、課程の履修や研究が実質的に数学教室を中心になされており、かつ本会への入会を希望した場合。
2. 特別会員資格 (a) の適用基準
 - (a) 数学教室および数理解析研究所の現および元教授で正会員でない者。
 - (b) 上の項目以外の数学教室および数理解析研究所の現および元教職員で正会員でない者は、在任期間5年以上を目処として役員会で審議する。

第2条 年度

本会における年度は、6月1日から5月31日までとする。

第3条 総会の開催

総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 総会の議長および書記は、総会ごとに役員会構成員および監査役以外から選出する。
2. 定期総会は毎年11月頃に開催することとし、会長がこれを招集する。
3. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の1/10以上の者から会議の目的を示して請求があったとき、会長が招集する。
4. 会長は必要な場合は、総会を開く代わりに書面をもって会員の意見を徴することができる。

第4条 総会の付議事項

1. 会則の変更（出席者の2/3以上の賛成で決定）
2. 事業報告および事業計画の承認
3. 収支の決算および予算の承認
4. 役員の選任
5. 会員の除名
6. その他本会運営の重要事項

第5条 役員の選出

役員は次の各項に規定する推薦候補者およびあらかじめ立候補のあった者のなかから、総会において選任される。

1. 会長、副会長、監査役、および次項の1名を除く常任幹事の候補者は役員会が推薦する。

2. 数学・数理解析専攻教授会は常任幹事1名を教授のうちより推薦する。
3. 会員はいずれの役員にも立候補することができる。立候補しようと思う者は総会の3ヵ月前までに、文書により会長に届け出るものとする。
4. 役員に欠員が生じ、会長が必要と認めた場合には、役員会の決議により補充することができる。補充された役員の任期は、前役員の残りの任期とする。

第6条 役員会

1. 役員会の議長は会長が務める。
2. 役員会を招集する場合は、開催予定日の1週間前までに、日時、場所、議題を全役員に通知しておかねばならない。
3. 役員会は役員（事務局員を除く）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。

第7条 年会費および寄付金

1. 年会費は役員会の提案に基づき、総会で決める。
2. 正会員は年会費を払う。
3. 寄付の依頼および受け入れは役員会の承認の下に行う。

第8条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の2/3以上の賛成の決議によって、これを除名できる。この場合、その会員に総会での決議の前に弁明の機会をあたえなければならない。

1. この会則等に違反したとき。
2. この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第9条 退会者の再入会

退会した者が会長に再入会を申し出れば、再入会できる。ただし、除名された者は申し出の後に役員会の承認を得なければならない。

第10条 付則

1. 正会員や特別会員を役員会が認定する作業は、本会の発足前においては設立総会準備会が行い、認定すべき候補者一覧を作り、設立総会において報告する。
2. 本会の発足後は、総会における議案の提出、役員の推薦などの役員会が行うべき役割は、設立総会においては設立総会準備会が果たす。
3. 設立総会においては、収支決算の報告その他設立後にのみ意味をもつ項目の報告はしなくてよい。

以上